

横浜市 地域密着型サービス 質の向上セミナー（管理者向け）

本日の講義内容

①指定申請のスケジュールの確認

注意

スケジュールは厳守してください。
期限を過ぎると指定日が2か月以上延期になります。

②申請書類作成のポイント

- 提出する書類に不備が多いと、何度も来庁していただくことになる可能性があります。
- 別紙「申請書類作成の留意事項」も参照してください。

③運営にあたっての留意事項

- 地域密着型サービスの特徴、メール配信サービスへの登録、 事故報告、高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止

今後の流れ(新規)

図面審査

- 期日までに事業所の図面を送付し、審査を受ける
- 基準に適合していない場合等は図面の修正を行う

予約

- 審査が完了したら「新規指定申請書類審査予約表」を送付
- 受付担当者と連絡を取り、来庁日の予約を行う

来庁

- 原則として**全ての申請書類を揃えて来庁する**
- 後日、修正書類を提出する

申請スケジュール(新規)

指定予定月日	セミナー 参加申込期限 (厳守)	セミナー 開催日 (必須)	図面事前 送付期限 (厳守)	新規指定申請書類 審査予約票 送付期限 (厳守)	申請書類受付期限 (厳守)	書類補正完了期限 (厳守)
2022.6.1	2022.1.20	2022.2.9	2022.3.1	2022.3.15	2022.4.7	2022.4.29
2022.8.1	2022.3.18	2022.4.8	2022.4.29	2022.5.13	2022.6.7	2022.6.30
2022.10.1	2022.5.18	2022.6.8	2022.7.1	2022.7.15	2022.8.5	2022.8.31
2022.12.1	2022.7.15	2022.8.5	2022.9.1	2022.9.15	2022.10.7	2022.10.31
2023.2.1	2022.9.16	2022.10.7	2022.11.1	2022.11.15	2022.12.7	2022.12.28
2023.4.1	2022.11.16	2022.12.7	2022.12.28	2023.1.13	2023.2.7	2023.2.28
2023.6.1	2023.1.18	2023.2.8	2023.3.1	2023.3.15	2023.4.7	2023.4.28

- 全ての期限を**厳守**してください。
- 例えば、2022.6.1指定の予定が、各期限に間に合わなかった場合は、2022.8.1以降のスケジュールで**改めてお申込みいただきます**。
- 書類の補正完了後に現地確認を行います。指定基準を満たしていなかったり、提出した図面と異なる場合には指定ができません。

今後の流れ(更新)

セミナー

- 従業者向け質の向上セミナーに参加
- 経験年数が3年未満の職員が対象

書類審査

- 更新申請書一式を郵送(必着・期限厳守)

書類修正

- 書類の審査結果(修正の案内)を確認
- 後日、修正書類を提出する

申請スケジュール(更新)

指定予定月日	質の向上セミナー 参加申込期限(必着)	質の向上セミナー 開催日(予定)	更新申請書送付期限 (必着)(厳守)	申請書補正完了期限 (厳守)
2022.6.1 2022.7.1	2022.1.20	管理者 : 2022.2.9 介護従事者A: 2022.2.10 介護従事者B: 2022.2.24	2022.3.15	2022.4.29
2022.8.1 2022.9.1	2022.3.18	管理者 : 2022.4.8 介護従事者A: 2022.4.12 介護従事者B: 2022.4.19	2022.5.13	2022.6.30
2022.10.1 2022.11.1	2022.5.18	管理者 : 2022.6.8 介護従事者A: 2022.6.10 介護従事者B: 2022.6.22	2022.7.15	2022.8.31
2022.12.1 2023.1.1	2022.7.15	管理者 : 2022.8.5 介護従事者A: 2022.8.10 介護従事者B: 2022.8.23	2022.9.15	2022.10.31
2023.2.1 2023.3.1	2022.9.16	管理者 : 2022.10.7 介護従事者A: 2022.10.12 介護従事者B: 2022.10.25	2022.11.15	2022.12.28
2023.4.1 2023.5.1	2022.11.16	管理者 : 2022.12.7 介護従事者A: 2022.12.14 介護従事者B: 2022.12.16	2023.1.13	2023.2.28
2023.6.1 2023.7.1	2023.1.18	管理者 : 2023.2.8 介護従事者A: 2023.2.17 介護従事者B: 2023.2.22	2023.3.15	2023.4.28

第1部…管理者向け 第2部…従業者向け

- 全ての期限を**厳守**してください。

新規申請の来庁時にはヒアリングを行います。

内容:

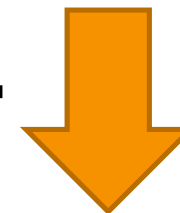
事業の目的、設立に至った経緯、資金計画、提供する具体的なサービス内容など

- 申請の際はヒアリングシートを作成していただきます

注意

ヒアリングシートに記載されている質問には、可能な限り**具体的に**詳細をご記入ください。

なぜなら…



介護保険法第78条の2第7項(抜粋)

- ・ 指定を行おうとするときは、あらかじめ被保険者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

横浜市では新規事業所・更新事業所について、「地域密着型サービス運営部会」に諮っています。

・・・運営部会は、被保険者(市民公募・認知症家族会)や学識経験者(弁護士・ジャーナリスト等)、医療・福祉関係者(社会福祉協議会の代表・民生委員等)の7名で構成されています。

➡ ヒアリングシートは、運営部会で承認されるため
= 指定を受けるための武器

更新事業所の事故・苦情については、運営部会で詳細を報告します。



事故が多いと更新できないの？

更新事業所

・・・件数に関わらず、事故の原因を分析し、再発防止策が練られていることが重要です。

申請書類作成のポイント

(1)用語の定義



これらの用語の意味は厚生労働省が定義しています。基準を遵守するにあたって必要な知識ですので、必ず理解した上で申請を行ってください。

例えば、常勤・非常勤の区別は、事業所で規定した時間数を勤務するかで区別されるものであり、正社員・パート等で区別するものではありません。

(別紙:申請書類作成の留意事項 3ページ)

(2)書類の様式

提出しようとしている書類の様式は最新のものですか？

横浜市ホームページでご確認ください。

【横浜市ホームページ】

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護
>事業者指定・委託等の手続き>地域密着型サービス関連>新規指定について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/mittyakushinnki.html>

ホームページには申請書類の他に、書類作成にあたって参考となる重要な情報が掲載されています。

必ずご覧ください。

【例：地域密着型通所介護の項目】

3	地域密着型通所介護、療養通所介護 (ワード：30KB)	<ul style="list-style-type: none">・ 付表9-1 (ワード：17KB)・ 従業員の勤務形態一覧表 (エクセル：17KB)・ 実務経験証明書 (生活相談員用 (エクセル：14KB)) (機能訓練指導員用 (エクセル：14KB))・ 運営規程の記載例 地域密着型通所介護 (ワード：29KB) 地域密着型通所介護+第1号通所事業 (ワード：28KB) 療養通所介護 (ワード：25KB)・ 食費積算根拠フォーマット (エクセル：19KB)・ 「安全・サービス提供管理委員会」設置要項 (ワード：14KB)・ 緊急時対応医療機関の承諾書 (参考資料) (ワード：16KB)・ ヒアリングシート (ワード：21KB)・ 第1号通所事業用申請書等・ 宿泊サービスに関する届出について
---	--	--

(3)申請書類のポイント

①申請書(第一号様式)

- ・申請書に記載する「申請者」とは、法人を指します。

②建物についての書類

- ・賃貸の場合 ⇒ 賃貸借契約書のコピー

 注意

更新申請の際は、**最新の**契約書をご提出ください

- ・法人が所有する建物 ⇒ 建物の登記簿謄本の原本
(土地は不要)

③資格証のコピー

- ・A4サイズの用紙で提出する。

- ・姓が変更された場合

 - …変更ができる ⇒速やかに変更の手続きを行ってください。

 - …変更ができない⇒住民票等、姓が変更されたことが分かる書類を添付。

④事業所の平面図

- ・建築図面に**必要事項**を記載して提出する。

(新規指定のページ内「事業所平面図事前審査の項目」に掲載している「設備のガイドライン」を参照)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/mittyakushinnki.html>

小規模多機能、看護小規模多機能、グループホームは「建設の手引き」に掲載

例えば… 全ての机・椅子、ベッド、鍵付き書庫、電話・FAX、コピー機、パソコン、棚、冷蔵庫等の備品を記載し、「事務室」「居間及び食堂」「機能訓練室」等、部屋の用途を明記してください。

(必要事項はサービスによって異なります。)

- ・建築図面が入手できない場合は、間取りを忠実に記載した図面を作成する。

注意

【新規申請の場合】

- ・事前に寸法の計測を実際に行ってください。
- ・現地確認の際、実際の面積が図面より小さいことが判明し、基準を満たさなくなったり、定員数を減らさなくてはならないケースがあります。

⑤写真

- ・A4用紙にカラー・L版程度の大きさに貼付け(又は印刷)して提出する。
- ・必要な写真は「新規指定について」【例:地域密着型通所介護の項目】
のページで各サービスの項目名から確認する

 3	<u>地域密着型通所介護、療養通所介護</u> (ワード: 30KB)	<ul style="list-style-type: none"> ・付表9-1 (ワード: 17KB) ・従業員の勤務形態一覧表 (エクセル: 17KB) ・実務経験証明書 (生活相談員用 (エクセル: 14KB)) (機能訓練指導員用 (エクセル: 14KB)) ・運営規程の記載例 <u>地域密着型通所介護</u> (ワード: 29KB) <u>地域密着型通所介護+第1号通所事業</u> (ワード: 28KB) <u>療養通所介護</u> (ワード: 25KB) ・食費積算根拠フォーマット (エクセル: 19KB) ・「安全・サービス提供管理委員会」設置要項 (ワード: 14KB) ・緊急時対応医療機関の承諾書 (参考資料) (ワード: 16KB) ・ヒアリングシート (ワード: 21KB) ・第1号通所事業用申請書等 ・宿泊サービスに関する届出について
--	--	---

⑥運営規程

- ホームページに掲載している「**記載例**」を活用し作成する。
(よくある誤字… ○運営規程⇒×運営規定、○退居⇒×退去)

「記載例」はサービスごとに最新のものに掲載しています。
制度改正等を反映した内容となっておりますので、更新申請の場合も
必ずご確認ください。

(別紙:申請書類作成の留意事項 11~16ページ)

⑦料金表

- 市ウェブページに掲載している「利用料金早見表」と内容に相違が無いか確認する。
- 加算は算定する項目のみ記載する。

(4)老人福祉法の届出について(必須)

新規申請のみ

- 次の様式を指定申請書類と併せて提出する

	老人居宅介護支援事業 開始届出書 (第29号様式の4)	老人デイサービスセンター等設 置届出書 (第29号様式の7)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	不要
夜間対応型訪問介護	○	不要
地域密着型通所介護	○	○
認知症対応型通所介護	○	○
小規模多機能型居宅介護	○	不要
認知症対応型共同生活介護	○	不要
看護小規模多機能型居宅介護	○	不要

(5)生活保護法による指定について

- 介護保険法による指定を受けた場合、生活保護法による指定を受けたものとみなされます。
- ただし、「[介護保険法指定申請連絡票\(生活保護用\)](#)」の提出が必要です。
- また、生活保護法による指定が不要な場合、上記連絡票と「[辞退申出書](#)」の提出が必要です。

詳細は、健康福祉局生活支援課のページでご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/seikatsu/kaigoshiteishinsei.html>

運営にあたっての留意事項

(1) 地域密着型サービスとは

創設の背景

高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するため、地域密着型サービスの創設等、新たなサービス類型の創設の措置を講ずる必要がある。

(法案提出時の提案の理由より)

(2) 地域密着型サービスの特徴

地域密着型サービスは、高齢者が介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を続けられるよう支援を行うサービスです。

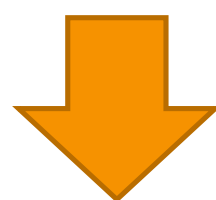
- 原則として、横浜市の指定を受けた事業所は、**横浜市**の被保険者にしかサービス提供はできません。
- サービスの提供開始時には、必ず利用者の住所確認を行ってください。
- サービス利用期間中の住所変更にも注意してください。
(例: 他市町村の施設や、家族のもとへの転居)

注意

特別な理由等により**横浜市以外の被保険者**が利用している事業所が更新期限を迎える場合、当該利用者の保険者にも届出が必要な場合があります。詳細は当該市町村にお問い合わせください。

(3) 地域密着型サービスの基準

介護保険法第78条の4の規定を受け、指定地域密着型サービス事業に係る基準条例を定めています。



- 「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」
- 「横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

(4) 指定を受けた後に行うこと(必須)

①メール配信サービスへの登録

横浜市や神奈川県、厚生労働省からのお知らせは、「介護情報サービスかながわ」のメール配信システムを活用して発信しています。システムへの登録を行わないと、**重要なお知らせを確認することができなくなります**ので、ご注意ください。

- 新規事業所

- 指定手続きが完了した後、システム登録に必要なIDとパスワードを送付します。

- 更新事業所

- 以下のリンクを参考に、登録が済んでいるか確認してください。
(●横浜市からのお知らせ●という件名のメールが受信できていれば確認は不要です)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/mailhaishin.html>

②地域密着型サービス集団指導講習会への参加

- 横浜市では、指定介護保険サービス事業者等を対象に介護給付対象サービスの質の確保及び向上並びに保険給付の適正化を図るため、**全事業所を対象に**集団指導講習会を実施しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kaigoshidokansa.html>

- 地域密着型サービス集団指導講習会の実施は年1回です。
(令和3年度は2月に実施)

※ 居宅サービス事業所等集団指導講習会には参加できません

(5) 随時届け出るもの

① 変更届(加算届)

指定を受けた内容に変更があった場合、届出が必要です。

営業内容

人員関係

法人関係

加算関係

必要な書類や提出方法は届出の内容により異なります。

詳細は本市ウェブサイトの「変更届」のページでご確認ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/mittyaku-henkotodoke.html

②事故報告

- 介護サービス提供中に事故が発生した場合は、当該利用者の家族や、担当する居宅介護支援事業所などへの連絡を含め、適切な対応を速やかに行ってください。
- 介護保険事業者には、事故の再発防止と迅速・適切な対応が求められています。
- 事故後は「介護保険事業所における事故発生時の報告取扱要領」に基づき、横浜市へ報告をしてください。
- 横浜市に対する事故報告は「横浜市電子申請・届出サービス」を用いて行います。

【介護保険事業者からの事故報告について】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/jiko.html>

報告の流れ

- 事故後、各事業者は速やかに横浜市に電子申請システムを用いて**第一報を提出**します。
- 事故処理の経過報告については、必要に応じて横浜市に適宜報告します。
- 事故処理の区切りがついたところで、電子申請システムを用いて**本報告(最終報告)を提出**します。
- 各事業所は、利用者に事故報告の内容を積極的に開示し、求めに応じて交付します。

報告の範囲

1. サービスの提供による、利用者のケガ(医療機関で受診を要したものの)又は死亡事故の発生
2. 食中毒、感染症、結核の発生
3. 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生
4. 誤薬(与薬漏れ、落薬含む)
5. 離設・行方不明

事故発生時の報告取扱要領は以下のページの「1.介護保険事業者における事故発生時の報告について」の項目参照

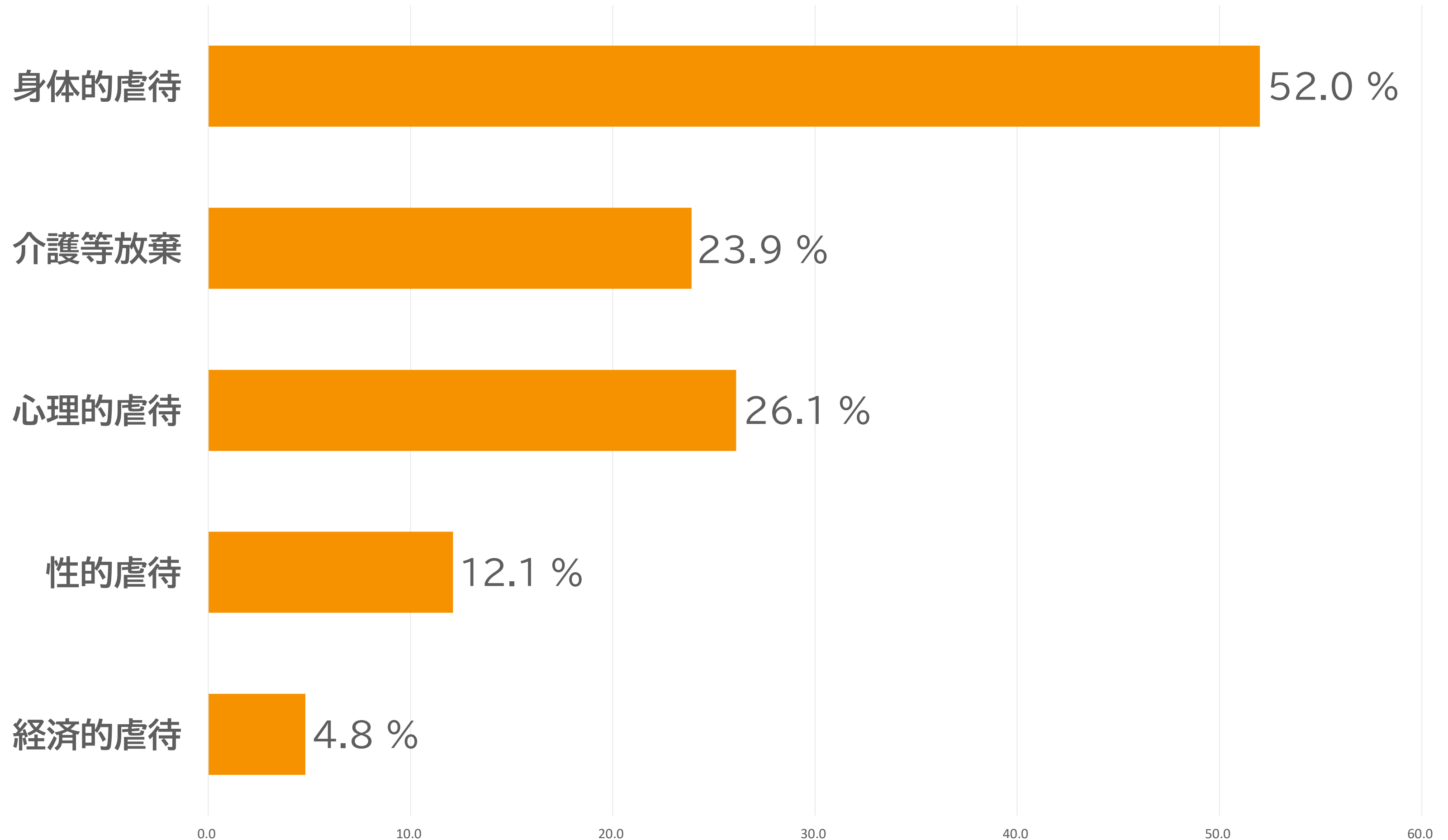
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/jiko.html>

(6) 高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止法 第21条(抜粋)

施設従事者等は、従事している施設において、
従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、
速やかに市町村に**通報しなければならない。**

施設従事者等による虐待の内容



※被虐待高齢者が特定できなかった34件を除く561件における被虐待者の総数1,232人に対する集計(複数回答)。

高齢者虐待の例

身体的虐待

- ・ つねるなどして体にあざや痛みを与える。外部との接触を継続的に遮断する。
ベッドに縛り付ける。無理やり食事を口に入れる。薬を過剰に摂取させる。

介護等放棄

- ・ 入浴させない。室内にゴミを放置する。理由なくサービスを制限する。
虐待行為を放置する。

心理的虐待

- ・ 怒鳴る。悪口を言う。無視する。排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話す。
侮辱を込めて子供のように扱う。

性的虐待

- ・ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為。またはその強要。

経済的虐待

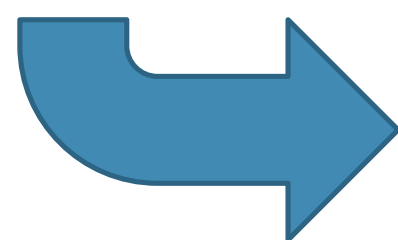
- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない。本人の合意なしに財産や金銭を使用する。

(7) 身体拘束の禁止

身体拘束は、介護保険事業者・施設の指定基準において、原則禁止されています。

緊急かつやむを得ない場合以外の身体拘束は、**全て高齢者虐待に該当する行為**です。

緊急かつやむを得ない場合には身体拘束が認められていますが、これは「**切迫性**」、「**非代替性**」、「**一時性**」の3つの要件を**全て**満たし、かつ、それらの要件の確認等、手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。



ケアの工夫のみでは十分に対処できないような、「**一時的に発生する突発事態**」に限られる。

切迫性

利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

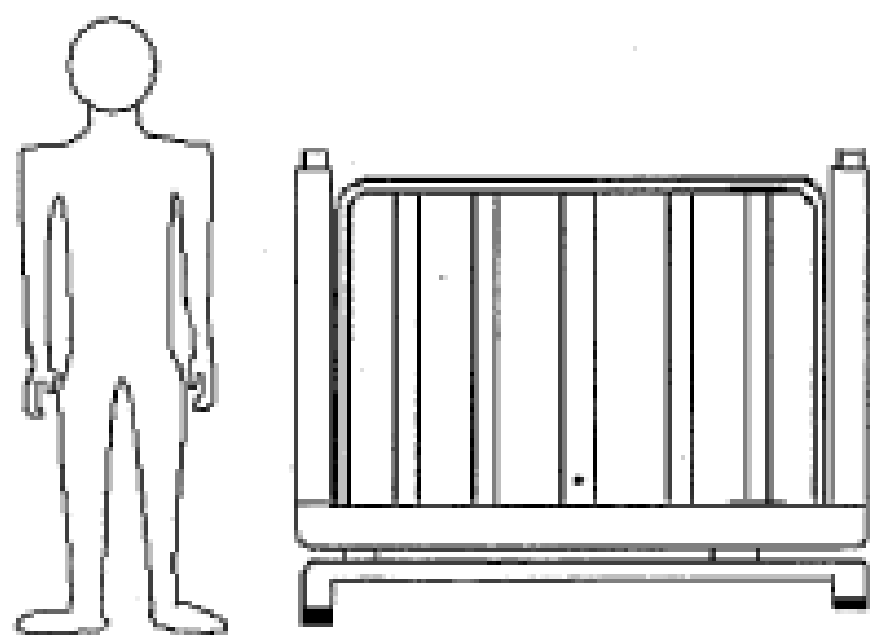
非代替性

身体拘束その他行動制限を行う以外に代替方法が無いこと

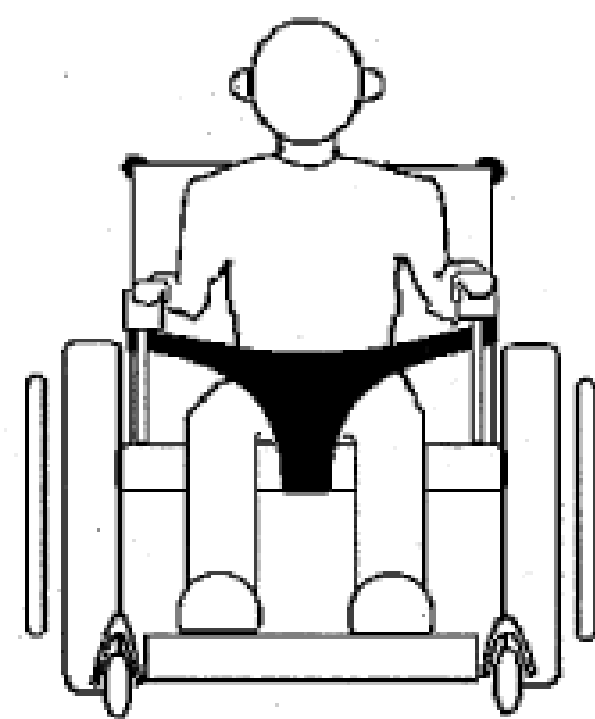
一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

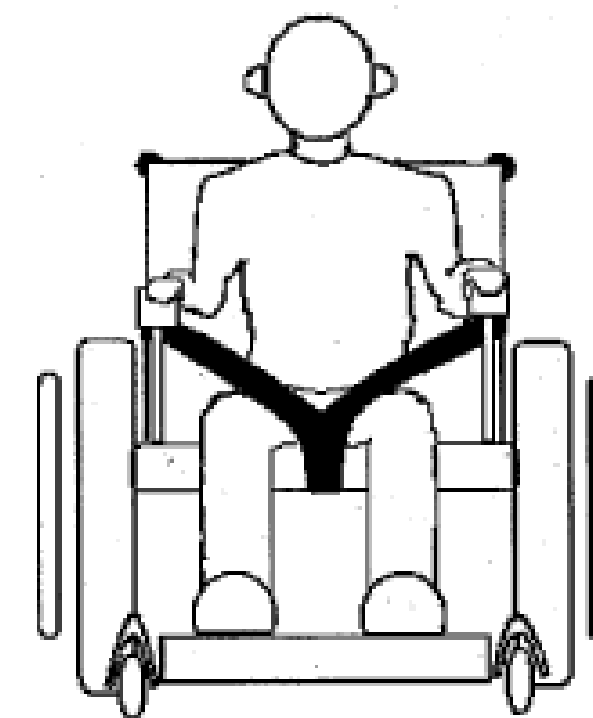
身体拘束の具体例



柵の高さが肩のあたりまであり、檻のようになっている。



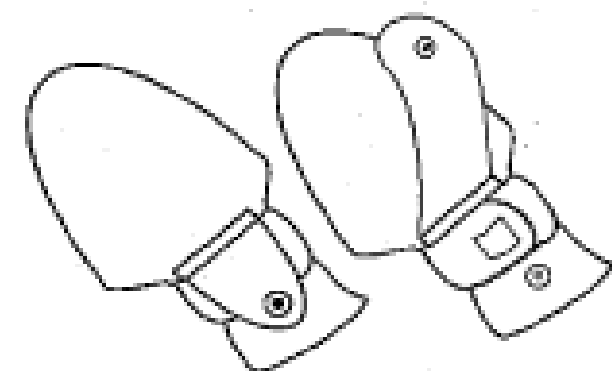
Y字型ベルトで車いすから動けない、立ち上がれないようにしている。



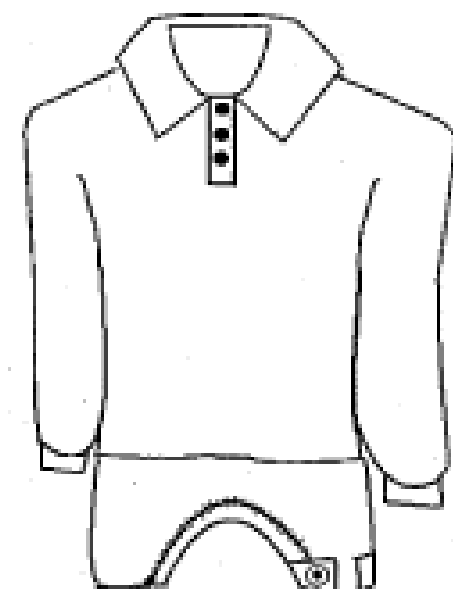
ひもを使い、車いすから動けない、立てないようにしている



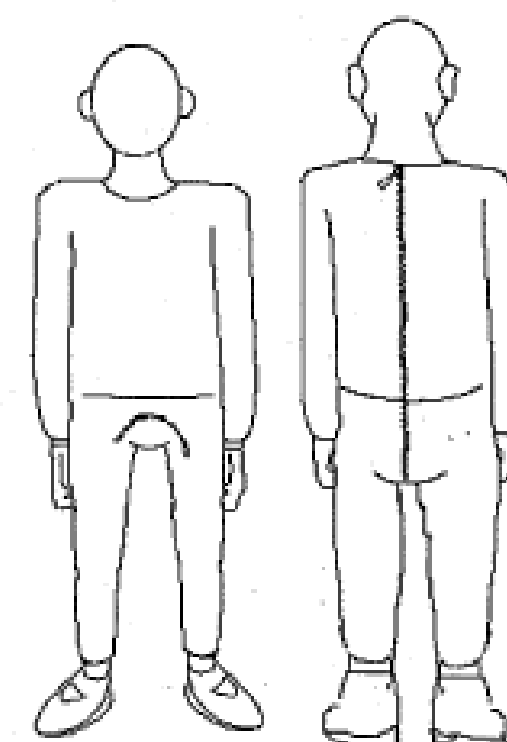
椅子にテーブルがつけられている。



ミトン
(※手首をベルトで固定)



つなぎ様衣類 (※股間部のファスナーを布で覆い特殊ボタンで固定)



つなぎ服
(※ファスナーにロック有)

身体拘束の具体例

1. 離設しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車いすや、いすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

必読

身体拘束ゼロへの手引き(厚生労働省)

● 高齢者に関わるすべての人に ●

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/gh.files/0090_20190614.pdf

- 身体拘束はなぜ問題なのか
- 身体拘束は本当になくせないのか
- 身体拘束をせずに行うケア 3つの原則
- 緊急やむを得ない場合の対応
- 身体拘束をしなかったことを理由に、転倒事故などの責任を問われるのか



(8)運営に係る問合せについて

- 条例・基準

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

- 手引(各サービスのページ内に掲載)

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/

- 介護保険事業者向けQ&A集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/kaigo.html>

- Eメール又はFAXで問い合わせ

kf-jigyosha@city.yokohama.jp
045-550-3615(FAX)